

お 知 ら せ

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の施行に伴い、平成31年4月30日(火)、5月1日(水)、5月2日(木)及び10月22日(火)は祝休日となります。

この法律の施行後は、上記日程の施設使用料は祝休日の料金となりますので、予めご了承ください。

川崎市総合自治会館